宮代町有料広告掲載申込書

年 月 日

宮代町長 あて

住 所

申込者

名 称

電 話 担当者氏名

宮代町有料広告掲載の取扱に関する要綱第5条第1項の規定により、広告の原稿、図面等 を添えて下記のとおり申込みします。

なお、申込みにあたっては、裏面記載の掲載条件を遵守します。

記

掲載場所	□ 公共施設()
	□ 広報みやしろ
	□ 町公式ホームページ
	■ 保健センター年間事業案内
	□ 町内循環バス バス停のサブ名称
	□ 郵便用封筒
	□ 定住促進ウェブサイト「みやしろで暮らそっ」
	□ 家庭ごみ・資源物収集カレンダー
掲載期間	
	年 月 日~ 年 月 日まで
	ヶ月 ・ 年
	□ 郵便用封筒は消費するまで

(裏面)

掲載条件

- 1 町が管理する公共施設、物品、印刷物等に掲示又は掲載(以下「掲載」といいます。)できる有 料広告は、次のいずれにも該当しないものとします。
- (1) 町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条の 適用を受ける業種であるもの
- (3) 賃金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条の適用を受ける業種である もの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣言に係るもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (6) その他掲載することが適当でないと町長が認めるもの
- 2 広告を掲載できる場所、規格等については、町の定めた基準(別表)によるものとします。
- 3 掲載料金については、宮代町有料広告掲載決定通知書に記載された額を、指定された期限内に 納入してください。
- 4 広告の掲載順位は、原則受付順となります。ただし、町内に事業所を有するものの広告は、町外に事業所を有するものの広告より優先します。
- 5 広告の内容に関する責任及び公共施設へ掲載された広告の管理は、広告主が負うものとします。
- 6 版下原稿、広告物の作成経費及び施設等への取付・撤去経費等広告の掲載に係る経費は一切掲載を行う方の負担とします。

また、破損等による修復に係る経費は、町の責めによる場合を除き、掲載を行う方の負担とします。

- 7 次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すとこがあります。
- (1) 町の行政運営上支障があるとき
- (2) 指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき
- (3) 指定する期日までに広告の掲載料金を納付しなかったとき
- (4) 広告掲載に係る手続等において広告主の虚偽が判明したとき
- 8 7の規定による掲載等の取り消し、又は事故、天災事変等の不可抗力その他町の責めによらない原因により広告主が受けた損害について、町はその賠償の責めを負わないものとします。